機密保持契約書

貴社名(以下「甲」という)とファーストサクセス合同会社(以下「乙」という)とは、 甲乙相互に情報交換を行う際の情報の取り扱いに関し、次の通り契約を締結する。

第1条(本契約の目的)

本機密保持契約(以下「本契約」という)は、甲及び乙が、双方の利益に資するため(以下「本件目的」という)、

乙が甲に提供する業務請負サービスに関し甲乙双方が相手方に対して開示する機密情報の取扱に関して定める。

第2条(用語の定義)

1.機密情報とは下記(1)及び(2)のものをいう。

(1)契約の遂行過程で、口頭による開示、文書、図面、資料及び電磁的記録媒体等、手段及び媒体の如何を問わず、甲又は乙が相手方に秘密である旨を明示して開示する技術上、営業その他の業務上の一切の情報。

(2)契約の遂行過程で、甲又は乙が知り得た相手方の顧客情報および情報システムログインに要する情報。

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは機密情報に含まれない。

(1) 開示を受けた時、既に公知の情報

(2) 開示を受けた後、受領者の責によらず公知となった情報

(3) 開示を受ける以前から既に受領者が保有していたことを証明できる情報

(4) 譲渡若しくは開示の権限を有する第三者から、受領者が適法に入手した情報

(5) 開示を受けた情報によらず独自に開発した情報

第3条(守秘義務)

1. 機密情報の受領者は、相手方から開示された機密情報を機密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しまたは漏洩しないものとする。相手方の承諾を得た上で、第三者に開示した場合は、開示を受けた当事者は、第三者に対して、本契約に定める機密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、第三者が本契約に違反した場合は、当該第三者と連帯してその責を負うものとする。
2. 機密情報を紛失した場合には、直ちに相手方に対し連絡するものとする。
3. 本件目的に必要な場合のほか、機密情報を複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしてはならない。

4. 両当事者は、本件目的に必要な範囲で、自己の役員及び従業員並びに弁護士、税理士、公認会計士等法令上の守秘義務を負う専門家のみに対して機密情報を開示することができる。

5. 本条の定めにかかわらず、甲及び乙は、法令、官公庁又は裁判所の処分、命令等により機密情報の開示の要求を受けた場合、必要最小限の範囲に限り機密情報を開示することができるものとする。ただし、甲及び乙は、当該情報の提供を行う前に相手方に通知し、相手方が機密の保持のために必要な措置を取ることが出来るよう適法な範囲で相手方に協力するものとする。

第4条(目的外使用禁止)

両当事者は、相手方から開示された機密情報を本件目的にのみ使用するものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとする。

第5条(機密情報の返還及び廃棄)

甲及び乙は、本件目的終了後又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく相手方の要請により、相手方から提供された機密情報並びにそれらを記載又は包含した書面、電磁的記録その他の媒体物及びその全ての複製物を返却又は相手方の指示に従い廃棄するものとする。

第6条(損害賠償等)

甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により万一機密情報が漏洩し、又は、本契約で許容されている範囲を超えて機密情報を利用することにより、相手方に損害を与えた場合には、相手方の損害賠償請求に応じるとともに、機密情報を記載した文書、磁気記録媒体等の回収、機密情報の漏洩又は利用により得られた成果の回収等を行い、これらの漏洩又は利用により相手方が被った損害を最小限にとどめるよう最善の処置を尽くすものとする。

第7条(知的財産権等)

1. 本契約に基づく甲又は乙から相手方への情報の提供又は開示は、明示黙示を問わず、機密情報及びそこに含まれる特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権についての相手方に対する使用権、実施権、ライセンスの付与若しくは設定又は譲渡を意味するものではない。

2. 甲及び乙は、機密情報の中に、知的財産権になりうる情報が含まれていたとしても、国内外においてリバース・エンジニアリング又は特許申請行為等その情報に関する権利又は利益を相手方から奪う行為を、自ら行わず、また、自己の役員、従業員を含む如何なる第三者にも行わせないものとする。

第8条(法令等の遵守)

甲及び乙は、本契約を履行するにあたり、相手方の顧客等の情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、関連法令、通達等及び該当省庁の個人情報の保護に関するガイドラインを遵守するものとする。

第9条(開示義務の否認)

本契約のいかなる条項も甲及び乙に対し、情報開示義務を課すものと解釈されてはならない。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら(主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む。)が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」という。)でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かっ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。

1. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。
2. 甲及び乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとする。

第11条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までにいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、さらに1年間同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とする。

第12条(契約終了後又は解除後の措置)

本契約が終了した場合においても、第3条、第4条、第6条及び第7条は3年間、第8条及び第13条の規定は期間の定めなく有効に存続する。

第13条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

第14条(協議事項)

本契約に定めのない事項、本契約の規定に関する疑義、及び本契約の変更については、甲乙協議の上、誠意をもってこれを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上1通を保有する。

20xx年xx月xx日

甲：

乙：埼玉県さいたま市大宮区三橋1-461-1-404

　　ファーストサクセス合同会社

　　代表社員　野田　昌孝